

報道関係者 各位



令和5年11月27日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 北林浩之
安全専門官 山谷博樹
(電話)018-862-6683

秋田労働局長による「年末公開安全衛生パトロール」を実施します

『令和5年度建設現場年末無災害運動』を展開

～ 12月に東北6労働局の局長が建設工事現場の一斉パトロールを実施します ～

秋田労働局（局長 山本博之）は、冬季における建設現場での死亡・重篤災害を防止するため、建設現場パトロールを下記により実施します。

秋田県内の建設業における休業4日以上労働災害による死傷者数は、10月末現在で165人と前年同期に比べ76人（31.5%）の減少となっていますが、死亡者数は4人と全産業の36.4%を占める状況であり、憂慮すべき状況となっています（資料1、資料2）。

このような状況を踏まえ、秋田労働局及び各労働基準監督署では、県内の建設事業者に対して、労働災害防止対策徹底のための建設現場への指導を強化していますが、これから年末にかけて降雪や凍結などの影響による作業環境の悪化に加え、工期を意識しての工事の輻輳化など危険リスクが高まる傾向にあります。

このため、秋田労働局では建設現場における死亡・重篤災害防止に向けて、「令和5年の年末も笑顔で過ごそう」をスローガンに、12月1日から同月31日までを「建設現場年末無災害運動」の実施期間とし、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることとしました。（資料3）

期間中、県内の各労働基準監督署では工事施工業者に対し指導及び啓発を行うほか、秋田労働局長が下記により建設現場パトロールを実施します。当日はこの建設現場パトロールを公開します。

なお、12月1日～15日までの間に東北6県の労働局長による建設現場パトロールを一斉に行うこととしています。

報道機関の皆様におかれましては、労働災害防止及び建設現場の安全意識の高揚に向けた行政の取組について、関係者をはじめ広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いします。

記

1 日 時 令和5年12月5日（火）午前9時40分～午前11時10分

2 場 所 秋田市飯島字古道下川端219-11

- 3 施 工 者 千代田興業株式会社
- 4 工 事 名 千代田興業株式会社本社工場新築工事
- 5 工事概要 主体構造 鉄骨造平屋建て
建築面積 33,109.15m²
延床面積 35,399.50m²
工期：令和5年4月20日～令和6年6月30日
- 6 パトロール実施者
秋田労働局長ほか労働局・秋田労働基準監督署職員 8名
建設業労働災害防止協会秋田県支部役員 3名
- 7 集合場所 秋田市飯島字古道下川端219-11（別添案内図をご参照ください。）
- 8 取材申込みについて
- ・ 取材を希望される方は、前日（12/4(月)）の午後3時までに、秋田労働局健康安全課〈018-862-6683〉（安全専門官 山谷あて）ご連絡ください。
 - ・ 安全帽（ヘルメット）は、各自ご持参願います。
 - ・ 当日は、午前9時30分までに上記7の集合場所にご来場ください。
- 資料1 令和5年 労働災害発生状況（10月末）
- 資料2 令和5年 死亡災害発生状況（11月8日現在）
- 資料3 令和5年度 建設現場年末無災害運動リーフレット

パトロール現場案内図



地図 : Google マップ

令和5年労働災害発生状況 (10 月末)

秋 田 労 働 局
(令和5年11月8日作成)

資料 1

号別	業 種 別	年 別		令和3年 (確定値)		令和4年 (確定値)		令和4年 1月～10月		令和5年 1月～10月		前年増減		秋 田 署		能 代 署		大 館 署		横 手 署		大 曲 署		本 荘 署													
														4 年		5 年		4 年		5 年		4 年		5 年		4 年		5 年		4 年		5 年					
		死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	件 数	百分率 (%)	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上								
1～17 全業種合計				7	1220	14	3117	10	1832	11	1206	-626	-34.2	3	655	4	428	1	118	2	160	2	284	2	179	2	236	1	173	2	216	1	148		323	1	118
うち新型コロナを除く				7	1120	14	1155	10	866	11	840	-26	-3.0	3	318	4	334	1	74	2	82	2	152	2	145	2	123	1	125	2	110	1	101		89	1	53
うち新型コロナによる					100		1962		966		366	-600	-62.1		337		94		44		78		132		34		113		48		106		47		234		65
1 製 造 業				2	218	2	321	2	221		168	-53	-24.0		60		59	1	22		12		50		43	1	48		27		27		9		14		18
食 料 品 製 造 業					57	1	85	1	62		51	-11	-17.7		34		21		2		1		11		8	1	9		10		6		6			5	
木材・木製品製造業				1	43		30		23		27	4	17.4		1		5		3		3		10		13		4		3		3		1		2		2
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業					37		32		18		17	-1	-5.6		5		7		3		2		4		3				1		5			1		4	
一般・輸送用機械器具製造業					20		38		20		15	-5	-25.0		1		3		8				7		9				2		1			3		1	
電気機械器具製造業					14		23		7		14	7	100.0		2		6								2		2		3					3		3	
上 記 以 外 の 製 造 業				1	47	1	113	1	91		44	-47	-51.6		17		17	1	6		6		18		8		33		8		12		2		5		3
2 鉱業（鉱安法適用を除く）					3						4	4	—									2				1				1							
3 建 設 業				4	227	8	304	4	241	4	165	-76	-31.5	2	67	1	51		14	1	14	1	38	1	34		35	1	29	1	43		29		44		8
土 木 工 事 業					73	3	119	1	98	2	50	-48	-49.0	1	20		16		2	1	4		14		11		17	1	9		25		10		20		
建 築 工 事 業				3	123	3	117	2	81	2	90	9	11.1		19	1	26		4		8	1	21	1	18		13		13	1	17		17		7		8
鉄骨・鉄筋家屋建築					18		12		9	1	16	7	77.8				4				2		5	1	3		1		3		2		4		1		
木 造 家 屋 建 築				3	77	3	78	2	60		44	-16	-26.7		13		10		2		1	1	15		12		10		7	1	15		10		5		4
そ の 他 の 建 設 業				1	31	2	68	1	62		25	-37	-59.7	1	28		9		8		2		3		5		5		7		1		2		17		
4 運 輸 交 通 業					113		132		101	2	85	-16	-15.8		42	1	41		8		6		7	1	12		24		14		12		5		8		7
道 路 貨 物 運 送 業					95		97		70	2	68	-2	-2.9		36	1	29		8		5		5	1	11		5		13		8		4		8		6
5 貨 物 取 扱 業					1		2		1			-1	-100.0		1																						
6-2 林 業				1	37	2	32	2	23	1	16	-7	-30.4		1		1		3		3	1	5		2	1	5		2		4	1	6		5		2
8 商 業					192	1	256	1	189	1	134	-55	-29.1	1	83	1	61		13		17		32		16		22		15		17		19		22		6
小 売 業					161	1	204	1	147		117	-30	-20.4	1	63		51		12		15		20		14		16		15		15		16		21		6
13 保 健 衛 生 業					214		1801		839	1	473	-366	-43.6		275	1	137		46		94		124		49		82		58		93		62		219		73
社 会 福 祉 施 設					154		1052		549	1	255	-294	-53.6		169	1	62		14		15		89		40		61		50		86		61		130		27
14 接 客 娛 楽 業					52		63		53	1	40	-13	-24.5		27		21		7	1	3		4		6		8		2		4		7		3		1
飲 食 店					26		32		25		15	-10	-40.0		17		8		4		2				3		1		1		1		1		2		
15 清 掃 ・ と 畜 業					32	1	35	1	28		43	15	53.6		16		26		3		6		4		7		2		2	1	3		1				1
上 記 以 外 の 事 業 6-1、7、9～12、16、17					131		171		136	1	78	-58	-42.6		83		31		2		5		20		8		10		23		13		9		8	1	2

労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したもの。死亡は内数。

資料 1

令和5年 死亡災害発生状況（令和5年 11 月 8日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	秋田	2月	その他の卸売業 (8-1-9)	20 歳代 (1～5 年)	はさまれ、 巻き込まれ	乗用車、バス、 バイク	バスの整備において、被災者はリフトアップしたバスに同僚と2名でタイヤの取付を行った。その後被災者は当日の業務を終了する予定であったが、取付後のタイヤとタイヤハウスとの間に頭部を挟まれた状態で発見された。
2	横手	3月	河川土木工 事業 (3-1-7)	60 歳代 (1 年未満)	激突され	掘削用機械	農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンスリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンスリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。
3	本荘	3月	畜産業 (7-1-1)	80 歳代 (1～5 年)	激突され	その他の環境 等	牛舎の親牛と生後約1週間の子牛が同居する房において、被災者は顔面を負傷し、意識不明の状態で発見された。被災者周辺の壁や親牛の角と頭部に血痕があり、牛に激突されたものと推定された。
4	大曲	3月	木材伐出業 (6-2-1)	30 歳代 (10～20 年)	激突され	立木等	樹高約 20mのナラの木の新伐木作業において、チェーンソーを用いて追い口を作っている時に、立木の幹が縦方向に裂けて折れ、被災者の背部に激突した。
5	能代	4月	道路建設工 事業 (3-1-6)	60 歳代 (10～20 年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道の間の防風柵に衝突した。
6	秋田	5月	その他の 建築工事業 (3-2-9)	30 歳代 (1 年未満)	飛来、落下	移動式 クレーン	設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機（約 350kg）を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。
7	大館	7月	一般貨物自 動車運送業 (4-3-1)	50 歳代 (6～10 年)	墜落、転落	トラック	事業場構内で大型トラックの運転席から降りる途中、ステップから足を踏み外して頭部を打撲した。その約8時間後、荷の配送のためトラックを運転中、意識障害が出現し、トラックは蛇行して防護柵に接触し対向車に衝突した後、路外に転落した。
8	大館	8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋建 築工事業 (3-2-1)	40 歳代 (1 年未満)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
9	能代	8月	ゴルフ場 (14-3-1)	60 歳代 (10～20 年)	高温・低温 の物との 接触	高温・低温 環境	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に運搬する作業をしていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。

令和5年 死亡災害発生状況（令和5年 11 月 8日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
10	秋田	8月	社会福祉施設 (13-2-1)	40歳代 (1～5年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は事業場に戻るため社有車で県道を走行中、交差点内で、右折するため待機していた対向車のドアミラーに接触し、次いで対向車線の縁石に乗り上げてバス停の時刻標識柱等に衝突した。被災者は事故の衝撃で折れた肋骨が心臓に突き刺さり死亡した。
11	秋田	8月	一般貨物自動車運送業 (4-3-1)	60歳代 (30～40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は、幅員8メートルの市道左側車線に駐車したトラックから降車し、反対車線側に市道を横断し荷物を配達した後、信号機や横断歩道のない市道上を横断しトラック運転席付近まで戻ったところ、トラック後方からその右側を通過しようと走行してきた車両にはねられ、その下部に巻き込まれた。
12	大曲	11月	その他の清掃・と畜業 (15-1-9)	60歳代 (1年未満)	墜落、転落	建築物、構築物	被災者はごみ処理場内でごみ袋に入ったペットボトルをコンベヤに送り込む作業を行っていたが、ごみ袋の受入ホッパに落ちてコンベヤに搬送され、ごみ袋を破くための破袋機に巻き込まれて死亡した。



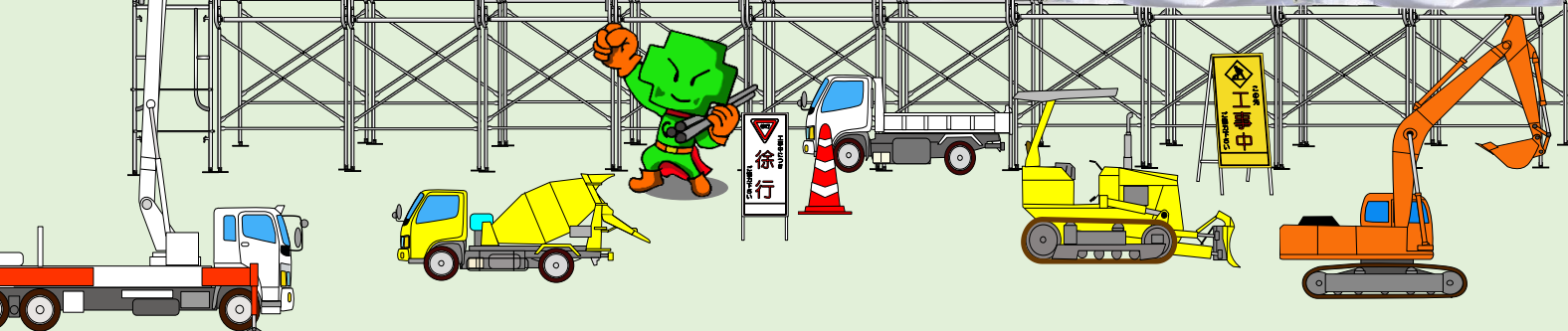
安全第一

建設現場 年末無災害運動

～ 令和5年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和5年

12月1日～12月31日



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和5年12月)実施要領

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和5年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

2 現場における重点実施事項

経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルール遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具(安全帯)の使用等の徹底
- ② 適切な墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽(ヘルメット)の着用の徹底
- ③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底

3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

4 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底等

5 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

6 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

7 不安全行動による災害の防止

- ① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」の職場風土づくりの推進
- ② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止

8 職業性疾病の防止

- ① 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
- ② アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底
- ③ 化学物質取扱い作業におけるリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底

